

第59号議案 令和6年3月31日以前に給与事由の生じた退職料等の年額の改定に関する条例

<目次>		ページ
1	制定する条例	P2
2	背景	P2
3	制定の理由	P2
4	受給者	P3
5	条例（案）の内容	P3～4

総 務 部

令和6年6月

1 制定する条例

令和6年3月31日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例

2 背景

- 地方公務員等共済組合法施行日の前日である昭和37年11月30日以前に長崎市を退職した職員及びその遺族に対しては、旧長崎市給与金条例(大正14年長崎市条例第3号)又は長崎市職員退職年金条例(昭和31年長崎市条例第3号)の規定に基づき、退隠料、退職年金、扶助料又は遺族年金(以下「退隠料等」という。)を支給している。
- 退隠料等の年額の改定については、これまで恩給年額が改定された際に、その改定に準じて、その都度「給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例」を制定して改定を行っている。
- 今回、「恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令」(以下「改正政令」という。)が令和6年4月1日に施行され、恩給年額が改定されたことから、本市においても同様の措置を講じるもの。
- 昭和37年12月1日以降に退職した職員及びその遺族に対しては、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、現在は、長崎縣市町村職員共済組合から支給されている。

長崎市職員の退職年金制度

昭和 31 年 3 月 31 日以前	旧長崎市給与金条例・・・	在職期間が 10 年以上
昭和 31 年 4 月 1 日から 昭和 37 年 11 月 30 日まで	長崎市職員退職年金条例・・・	在職期間が 15 年以上
昭和 37 年 12 月 1 日以降	地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年 12 月 1 日施行)	現在は、長崎縣市町村職員 共済組合に加入

3 制定の理由

改正政令が令和6年4月1日に施行されたことにより、普通恩給及び扶助料の年額、最低保障の年額並びに寡婦加算の額が引上げられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じるため、条例を制定しようとするもの。

4 受給者（3人）

令和6年4月1日現在

条例	区分	内 容	受給者		年齢	改正前①	改正後②	引上げ額 ②-①
			本人	遺族				
旧長崎市給与金条例	退隠料	昭和31年3月31日以前に在職期間が10年以上で退職した人に支給される年金	本人	-人	-	-	-	-
	扶助料	昭和31年3月31日以前に在職期間が10年以上で退職した人の遺族に支給される年金	遺族	1人	93歳	810,000円	820,000円	10,000円
長崎市職員退職年金条例	退職年金	昭和37年11月30日以前に在職期間が15年以上で退職した人に支給される年金	本人	1人	93歳	1,132,700円	1,163,300円	30,600円
	遺族年金	昭和37年11月30日以前に在職期間が15年以上で退職した人の遺族に支給される年金	遺族	1人	82歳	792,000円	813,400円	21,400円
計			3人			2,734,700円	2,796,700円	62,000円

5 条例（案）の内容

区 分		摘要
第1条	退隠料等の年額の改定	令和6年3月31日現在の退隠料等の計算の基礎となっている給料年額を一律2.7%引上げ、仮定給料年額とするもの。 (条例別表に記載のとおりであり、引上げ額は、46,000円~128,500円となっている)
第2条	退隠料等の年額の改定の場合の端数計算	50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げとするもの。 (従前どおり)

区 分		摘 要			
第 3 条	退隠料等の年額の特例	最低保障の年額の引上げ (単位：円)			
		区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
		退隠料又は退職年金 (65歳以上の者)	1,132,700	1,163,300	30,600
		扶助料又は遺族年金	792,000	813,400	21,400
第 4 条	寡婦加算の額	寡婦加算の額の引上げ (単位：円)			
		区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
		扶養遺族である子が2人以上ある場合	267,500	273,900	6,400
		扶養遺族である子が1人ある場合	152,800	156,400	3,600
	60歳以上である場合	152,800	156,000	3,200	
第 5 条	寡婦加算の調整に関する基準額	寡婦加算の基準額の引上げ (単位：円)			
		区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
		寡婦加算の調整に関する基準額	810,000	820,000	10,000
第 6 条	職権改定	退隠料等の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行うもの。 (従前どおり)			
附則	施行期日	公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 (支給は年4回行っており、4月分から6月分までは7月に支給する。)			